第二十四条第一項中「第十二条第二項第四号」を「第十六条第二項第四号」に、「であつて」を「であつて」に、「よつて」を「よって」に改め、同条第二項中「であった」を「であった」に、「向かって」を「向かって」に、「よって」を「よって」に改め、同条第四項ただし書中「第十二条第二項第三号」を「第十六条第二項第三号」に改め、同条第八項中「なった」を「なった」に改め、同条第九項中「第十二条第二項第一号」を「第十六条第二項第一号」に、「あった」を「あった」に、「あって」を「あって」に改める。

第二十五条の見出し中「二類疾病」を「B類疾病」に改め、同条第一項中「第十二条第二項第三号」を「第十六条第二項第三号」に、「あった」を「あった」に改める。

第二十六条第一項中「第十二条第二項第四号」を「第十六条第二項第四号」に改め、同項ただし書中「あつて」を「あって」に改め、同条第三項第一号中「であつて」を「であって」に、「であった」を「であった」に改める。

第二十八条の見出し中「二類疾病」を「B類疾病」に改め、同条中「第十二条第二項第五号」を「第十六条第二項第五号」に改める。

第二十九条第一項中「いなかつた」を「いなかった」に、「であつて」を「であって」に改める。

第三十条の見出しを「（厚生労働省令への委任）」に改める。

第三十一条第一項中「第二十二条第一項」を「第二十六条第一項」に、「第二十一条第一項」を「第二十五条第一項」に、「よつて」を「よって」に改め、同条第二項中「第二十二条第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同項第一号中「第二十一条第一項」を「第二十五条第一項」に、「よつて」を「よって」に、「第二十四条」を「第二十八条」に改め、同項第二号中「第二十一条第二項」を「第二十五条第二項」に、「よつて」を「よって」に改め、同条第三項中「当たつて」を「当たって」に改める。

第三十二条第一項中「第二十三条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同項第一号中「第二十一条第一項」を「第二十五条第一項」に、「よつて」を「よって」に改め、同項第二号中「第二十二条第一項」を「第二十六条第一項」に改める。

第三十三条中「第二十四条」を「第二十八条」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第五条第一項の規定による予防接種であってA類疾病に係るものを行った者は、予防接種を受けた者又はその保護者の負担能力、地域の実情その他の事情を勘案して、当該予防接種について、法第二十八条本文の規定により実費を徴収するかどうかを決定するとともに、徴収する場合にあっては徴収する者の基準及び徴収する額を定めるものとする。

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項の前に見出しとして「（市町村長が行う予防接種の対象者の特例）」を付し、同項中「第三条第一項」を「第五条第一項」に、「であつて」を「であって」に改める。

附則第五項中「であつた」を「であった」に、「かかつている」を「かかっている」に、「かかつた」を「かかった」に、「なくなつた」を「なくなった」に、「第三条第一項」を「第五条第一項」に改める。

別表第一の一級の項第二号中「耳殻」を「耳殻」に改め、同項第三号中「両上肢」を「両上肢」に改め、同項第四号中「両下肢」を「両下肢」に改め、同項第五号中「座つている」を「座っている」に改め、同項第六号から第八号までの規定中「であつて」を「であって」に改め、同表の二級の項第二号中「耳殻」を「耳殻」に改め、同項第五号中「一上肢」を「一上肢」に改め、同項第六号中「一下肢」を「一下肢」に改め、同項第八号から第十号までの規定中「であつて」を「であって」に改め、同表の備考中「よつて」を「よって」に改める。

別表第二の一級の項第二号中「両上肢」を「両上肢」に改め、同項第三号中「両下肢」を「両下肢」に改め、同項第四号から第六号までの規定中「であつて」を「であって」に改め、同表の二級の項第三号中「耳殻」を「耳殻」に改め、同項第五号中「一上肢」を「一上肢」に改め、同項第六号中「一下肢」を「一下肢」に改め、同項第八号から第十号までの規定中「であつて」を「であって」に改め、同表の三級の項第四号中「一上肢」を「一上肢」に改め、同項第五号中「一下肢」を「一下肢」に改め、同項第七号から第九号までの規定中「であつて」を「であって」に改める。

（厚生科学審議会令の一部改正）

第二条　厚生科学審議会令（平成十二年政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表感染症分科会の項を次のように改める。

予防接種・ワクチン分科会	一　予防接種及びワクチンに関する重要事項を調査審議すること。 二　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。

第九条ただし書中「感染症分科会」を「予防接種・ワクチン分科会」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（所得税法施行令の一部改正）

第二条　所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の二第十五号中「第十二条第一項第三号」を「第十六条第一項第三号」に、「種類」を「範囲」に改める。

（法人税法施行令の一部改正）

第三条　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二十九号ヌ中「第三条第一項」を「第五条第一項（市町村長が行う予防接種）」に、「（予防接種）」を「（臨時に行う予防接種）」に改める。

（予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部改正）

第四条　予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「第十二条第一項並びに」を「第十六条第一項並びに」に、「であつて」を「であって」に、「第十二条第一項第三号」を「第十六条第一項第三号」に、「よつて」を「よって」に改める。

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

府令

○内閣府令第十五号

投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）の規定に基づき、投資法人の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年三月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

投資法人の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令

投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次の一号を加える。

二十八　買換特例圧縮積立金　投資法人が、金銭の分配に係る計算書に基づき積み立てた任意積立金のうち、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十五条の七第一項（同法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。）、同法第六十五条の八第一項若しくは同法第六十六条の二第一項又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成